

# 金山町合併処理浄化槽設置整備事業について

## 1 はじめに

金山町はきれいな水で有名ですが、最近は年々水の汚れが進んでいます。これは生活排水が最も大きな原因になっており、周囲の田畑にも影響を与えています。

きれいな水と豊かな自然環境は私たちの町の命であり、私たちは最上川水系の最も上流に住む者としての責任を果たしていかなければなりません。

このことは、皆さんの快適な生活環境にもつながっていきます。

## 2 町の生活排水処理計画について

金山町は下記の3種類の方法で生活排水対策を進めています。

- ① 公共下水道【5町内】(ただし、荒屋・三枝・上台・飛森・田屋・羽場の一部については、合併処理浄化槽の設置補助を行います。)
- ② 農業集落排水【有屋・明安(片貝を除く)】
- ③ 合併処理浄化槽【上記①、②の区域以外(①、②の一部は対象となります。)]

## 3 合併処理浄化槽とは?

トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯機などの家庭から出される排水全てを処理する能力を持つ浄化槽で、トイレとそれ以外の排水を一緒に処理することからこの名前になっています。

『単独処理浄化槽(トイレのみ)』は家屋に新規で設置できません。

\*設置者は浄化槽の使用者(世帯主等)です。

\*維持管理も自分ですることになります。(業者さんに点検と清掃を委託契約が必要)

## 4 補助制度について

補助金額等

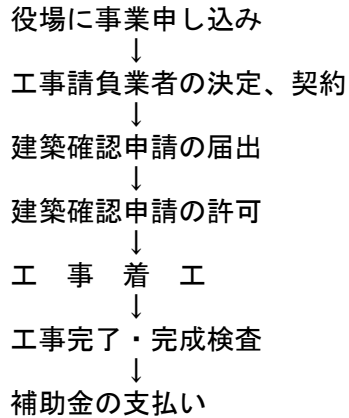
人槽区分	補助金額(1基につき)
5人槽	<b>1,050,000円以内</b>
7人槽	<b>1,165,000円以内</b>

\*現在の設置基準は、住宅面積130㎡未満=5人槽 130㎡以上=7人槽

- 補助金の額は、業者から提出していただいた図面を、町で国の工事単価を元に設計しますので、業者から出していただいた見積り額とは多少違います。
- 新規で合併処理浄化槽を設置する場合と、単独浄化槽からの転換についても補助の対象となります。原則として以前補助を受けた家屋について再度補助を受けることはできません。
- 事業所については公共下水道・農業集落排水に接続できない事業所を対象とします。  
(平成25年10月22日事業所(公共下水道・農業集落排水処理区域内)を補助対象に追加し、平成26年6月1日から公共下水道・農業集落排水に接続できないすべての事業所を対象としました。

※ 浄化槽法等を遵守できない場合は補助金を受けられませんので注意!!

## 5 進め方について



諸手続きは工事請負業者が代行できます

工事の方法については、資格を持った施工業者が熟知していますが、後々の管理が容易なように工事を行うようお勧めします。

## 6 工事費について

工事費は各家庭の状況によって違います。

工事業者から見積もりを出してみただくと良いでしょう。

※ 町の補助対象は、屋外の配管と浄化槽の設置分（外回り）が対象になっています。各家庭の水廻りの配置や池・水路・コンクリートの状況で差が出てきます。

※ 内部工事についても、工事費は各家庭の状況によって違います。

（トイレの数や便器の種類、水廻りの配置に伴う配管の距離と困難性、さらにトイレ・台所・風呂を処分する個数によって決まります。）

## 7 設置後の維持費について

5人槽の場合で年間6万円程度、7人槽の場合で年間8万円程度を予定してください。

費用の内訳（設置の翌年、水道料を除く、翌々年からほぼ同額）

浄化槽法7条検査料	8,000円（設置した年のみ）
浄化槽法11条検査料	5,000円（2年目以降毎年）
定期点検料3,500円×3回＝	10,500円
清掃料（5人槽）	38,000円
清掃料（7人槽）	55,000円
電気料	約2,000円

・上記維持費については一般的な目安で、使用人数や家族構成などによっては、上記の金額を上回る場合があります。

詳しくは、環境整備課環境下水道係までお問い合わせください  
TEL 52-2111 内線 280